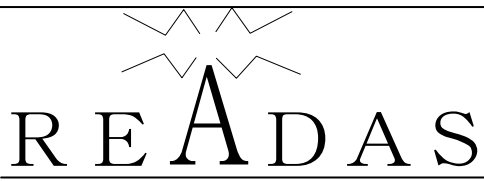


第 5232 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月26日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 店舗兼住宅を配偶者に贈与した場合

Q：店舗兼住宅を配偶者に贈与した場合には、贈与税の配偶者控除はどのように取り扱われますか？

A：住宅部分を優先的に贈与したものと取り扱われます。

【解説】

贈与税の配偶者控除とは、婚姻期間が20年以上である配偶者から、贈与により国内にある居住用不動産を取得した場合において、その居住用不動産をその取得の日の属する年の翌年3月15日までにその者の居住の用に供し、その後も引き続き居住の用に供する見込みであるときは、最高2,000万円までが非課税となる制度です。

この制度の対象となる不動産は、国内にある専ら居住の用に供する土地等（借地権を含む）又は家屋ですが、店舗兼住宅及びその店舗兼住宅の敷地の用に供されている土地等のように、その専ら居住の用に供している部分と居住の用以外の用に供されている部分がある場合におけるその居住の用に供している部分の土地等及び家屋についても居住用不動産に該当するものとして取り扱われています。なお、この場合、その居住の用に供している部分の面積が、その土地等又は家屋の面積のそれぞれのおおむね10分の9以上であるときは、その土地等又は家屋の全部を居住用不動産に該当するものとして取り扱われることとなっています。

